

岐阜県公報

号 外 (11) 令和 七 年 四 月 一 日

規 則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第三十五号

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

岐阜県職員被服貸与規則（昭和四十六年岐阜県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表四の項を削り、同表中五の項を四の項とし、六の項を五の項とし、同表七の項中「環境生活部環境生活政策課」を「環境エネルギー生活部環境生活政策課」に改め、同項を同表六の項とし、同表八の項中「環境生活部廃棄物対策課」を「環境エネルギー生活部廃棄物対策課」に改め、同項を同表七の項とし、同表九の項中「環境生活部環境管理課」を「環境エネルギー生活部環境管理課」に改め、同項を同表八の項とし、同表十の項中「環境生活部岐阜地域環境室」を「環境エネルギー生活部岐阜地域環境室」に改め、同項を同表九の項とし、同表十一の項を削り、同表中十二の項を十の項とし、同表十三の項中「商工労働部商工・エネルギー政策課」を「商工労働部商工労働政策課」に改め、同項を同表十一の項とし、同表中十四の項を十二の項とし、同項の次に次のように加える。

十三 観光文化スポーツ部文化伝承課	1 発掘調査業務に従事する職員（上・下）	作業服 夏用・冬用 各一着	三年
-------------------	----------------------	---------------	----

目 次

規 則

○岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

（職員厚生課）

一

○岐阜県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則

（観光誘客推進課）

五

○岐阜県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

（文化伝承課）

五

訓 令

甲

○附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

（人事課）

五

○岐阜県副知事の担任事務等に関する規程を廃止する訓令

（同）

五

○岐阜県水資源問題協議会設置規程の一部を改正する訓令

（水資源課）

六

十四 観光文化スポーツ部地域スポーツ課	1 現場業務に従事する職員(施設管理に関する業務に従事する職員に限る。)	作業服(上・下)	夏用・冬用各一着	二年	
		防寒服	一着	三年	

別表十八の項第一号中

作業服(上・下)	一着	三年	
----------	----	----	--

を

作業服(上・下)	一着	三年	
登山靴	一足	二年	

に

改め、同表二十九の項を削り、同表中三十の項を二十九の項とし、同項の次に次のように加える。

三十 県税事務所	1 不動産評価の業務に従事する職員	作業服(上・下)	夏用・冬用各一着	三年	
	2 軽油調査の業務に従事する職員	作業服(上・下)	夏用・冬用各一着	二年	
		予防衣	一着	一年	軽油分析調査に従事する職員に限る。
		防寒服	一着	三年	

別表三十一の項から三十三の項までを削り、同表三十四の項第六号中

一着(と畜検査又は食鳥検査に従事するものにあつては、夏用・冬用各一着)	一年	環境衛生業務に従事する職員を除く。
二着	一年	環境衛生業務に従事する女性職員に限る。

を

一着(食鳥検査に従事するものにあつては、夏用・冬用各一着)	一年	環境衛生業務に従事する職員を除く。
-------------------------------	----	-------------------

に

「男性職員」を「職員」に、

予防スカート	一着	一年	環境衛生業務に従事する女性職員に限る。
予防スボン(スカート)	一着	三年	
作業帽	一個	二年	と畜検査又は食鳥検査に従事する職員に限る。
ゴム製前掛	一枚	一年	と畜検査又は食鳥検査に従事する職員に限る。

を

予防スボン(スカート)	一着	三年	
作業帽	一個	二年	食鳥検査に従事する職員に限る。
ゴム製前掛	一枚	一年	食鳥検査に従事する職員に限る。

に

改め、同項を同表三十一の項とし、同表中三十五の項を三十二の項とし、三十六の項を三十三の項とし、同項の次に次のように加える。

三十四 希望が丘子ども医療福祉センター、知	1 医師及び薬剤師	予防衣	二着	一年	
	2 保育士	予防衣	二着	一年	

[illegible]

別表中三十十の項を三十五の項とし、三十八の項を三十六の項とし、三十九の項を三十七の項とし、同表四十の項を削り、同表中四十一の項を三十八の項とし、四十二の項を三十九の項とし、四十三の項を四十の項とし、四十四の項を四十一の項とし、同項の項に次のように加える。

	附 則	この規則は、公布の日から施行する。
岐阜県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。	令和七年四月一日	岐阜県知事 江 崎 禎 英
岐阜県規則第三十六号	岐阜県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則	岐阜県通訳案内士法施行細則（平成十八年岐阜県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「岐阜県観光国際部観光誘客推進課」を「岐阜県観光文化スポーツ部観光誘客推進課」に改める。	附 則	この規則は、公布の日から施行する。
岐阜県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。	令和七年四月一日	岐阜県知事 江 崎 禎 英
岐阜県規則第三十七号	岐阜県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	岐阜県文化財保護条例施行規則（平成三十一年岐阜県規則第四十号）の一部を次のように改正する。
第十一条第一項中「環境生活部県民文化局文化伝承課」を「観光文化スポーツ部文化伝承課」に改める。	附 則	この規則は、公布の日から施行する。
訓 令 甲		岐阜県訓令甲第九号
庁中一般 各現地機関		附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年四月一日		岐阜県知事 江 崎 禎 英
令		附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令
甲第九号）の一部を次のように改正する。		別表岐阜県防災会議の部幹事の項中「清流の国づくり政策課長」を「総合政策課長」に、「男女共同参画・女性の活躍推進課長 商工・エネルギー政策課長、観光国際政策課長」を「子ども・女性政策課長、商工労働政策課長、観光文化スポーツ政策課長」に改め、同表岐阜県職員保健審査会の部委員の項中「感染症対策推進課長」を「保健医療課長、精神保健福祉センター所長」に改め、同表岐阜県交通安全対策会議の部委員の項中「環境生活部長」を「環境エネルギー生活部長」に改め、同部幹事の項中「私学振興・青少年課長」を削り、「障害福祉課長」の下に「私学振興課長」を加える。
附 則		この訓令は、令和七年四月一日から施行する。
岐阜県訓令甲第十号	庁中一般 各現地機関	
岐阜県副知事の担任事務等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。		

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程を廃止する訓令

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程（平成十一年岐阜県訓令甲第十七号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十一号

庁中一般
各現地機関

岐阜県水資源問題協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県水資源問題協議会設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県水資源問題協議会設置規程（昭和四十年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

別表中「清流の国推進部長」を「総合企画部長」に、「環境生活部長」を「環境エネ

ルギー生活部長」に、
「商工労働部長
を 商工労働部長
観光国際部長」
「子ども・女性部長
を 観光文化スポーツ部長」
に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三丁
岐阜文芸社